

平成十九年十一月十九日提出
質問第二四五号

「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」等に関する質問主意書

提出者
山井和則

245

「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」等に関する質問主意書

一 厚生労働省は二〇〇一年に非加熱血液凝固第Ⅷ、第Ⅸ因子製剤を投与した可能性のある医療機関の公表と検査の呼びかけを行っているが、フィブリノゲン製剤の納入医療機関の公表と検査の呼びかけは行わなかった。なぜ第Ⅷ、第Ⅸ因子製剤はできて、フィブリノゲン製剤はできなかったのか。明らかにされたか。

二 十一月十六日、衆議院厚生労働委員会で舛添厚生労働大臣は「フィブリノゲンだけじゃなくて、第Ⅷ、第Ⅸ因子の製剤についても（略）もう一遍呼びかけを行ってもう一遍チェックしたい、これを先ほど指示した」と述べている。十月三十一日の衆議院厚生労働委員会で山田正彦議員からも要求のあったフィブリノゲン納入医療機関の新聞紙上における再公表はいつ行うのか。また第Ⅷ、第Ⅸ因子製剤を納入した医療機関の新聞再公表も改めて行うべきと考えるがいかか。

三 厚生労働省は十一月十五日から「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」（以下、相談窓口）を設置した。

① 何台の電話で、何人で受け付けているか。

② 十一月十九日までに何件の電話相談があったか。

③ ②のうち、つながらなかったのは何件か、またそれは全体の何割か。

④ 代表的な相談はどのような内容か。またそうした相談にはどのように回答しているか。

四 相談窓口の受付時間は土日祝日を除く九時三十分から二十時までとなっている。平日遅くまで働いている方のために夜遅く、二十二時までは受け付けるべきではないか。また土日祝日しか休みのない方々のために土日祝日を含めて受け付けるべきではないか。

右質問する。